

回覧・至急

新型コロナウイルス感染症予防対策のお知らせ

《緊急事態宣言発令》

奥多摩町総務課（危機管理担当）Tel83-2349
福祉保健課（健康係）Tel83-2777

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、4度目となる緊急事態宣言（期間は7/12～8/22・対象は東京都・沖縄県）が、7月8日に発令されたことから、その感染予防対策について、国・都・町の対応をお知らせします。

（１）不要不急の外出は自粛してください

「緊急事態宣言」発令に伴い、8月22日（日）までの間、通院・生活必需品の買い物以外は、外出を控えてください。

（２）感染防止に努めましょう！

- マスク着用、こまめに「手洗い」・「室内の換気」をしましょう！
- 「3つの密」を避けましょう！
 - ①換気の悪い「密閉空間」
 - ②多数が集まる「密集場所」
 - ③間近で会話や発声をする「密接場面」

（３）受診電話相談窓口 ～発熱などの症状が生じた方へ～

- かかりつけ医（主治医）に、まず電話相談を
- かかりつけ医（主治医）がいない方は、下記に電話相談を
東京都発熱相談センター TEL03-5320-4592（休日を含む毎日24時間体制）
または、奥多摩病院 TEL0428-83-2145（平日夜間・休日は従来急患対応）

（４）町の状況～対策本部を設置継続中～

- 昨年4月、1度目の国の緊急事態宣言を受け、町長を本部長とする『新型コロナウイルス感染症対策本部』を設置し、以後継続して感染症対策にあたっておりますが、4度目の緊急事態宣言の発令を受け、同宣言期間中は休日の日中も電話対応を行います。

平日・土日祝日含む(日中)・・・対策本部事務局 TEL0428-83-2349(総務課内)

***緊急事態宣言期間中の8月22日(日)までの間の毎日8:30～17:15**

住民皆様には、大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解並びにご協力をお願いいたします。なお、状況に変化があった際は、町防災行政無線・ホームページなどで随時お知らせしますので、ご留意ください。

＜裏面あり＞

(5) 都の対応

- 国の緊急事態宣言を受け、都は緊急事態措置(7/12~8/22)を行います。

〈都民の皆様へ〉

不要不急の外出は自粛してください。

買い物や通院など、必要な外出も短時間で済ませてください。

不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛してください。

〈都内事業者皆様へ〉

飲食店に酒類・カラオケ設備の提供停止、夜8時までの営業時間の短縮

＊酒類を提供する場合は休業要請(テイクアウトは除く)

＊感染予防ガイドライン遵守と「コロナ対策リーダー」配置のほか、

マスク着用・手指消毒などの対策に協力を得られない者の入場

制限の措置

商業施設の大型店(1,000㎡超)に夜8時までの営業短縮 など

- 緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センターの設置
都では、都民・都内事業者皆様の疑問や不安に対応するため、コールセンターを設置しています。

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

設置日時：7/12(月)~8/22(日) 午前9時~午後7時まで(土日祝日含む毎日)

電話番号：03-5388-0567 ＊お間違えのないようご注意ください。

(6) 町の対応

- **町の各種相談事業・健康づくり事業などの事業、町会議(主に町民の方のみ参加)は、感染防止対策を徹底したうえで実施**します。

ただし、万一、町施設での感染発生、また町内で感染拡大が見込まれる場合は、直ちに中止しますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

- **町施設(福社会館・文化会館・美術館・社会体育施設等)は、8/22(日)まで夜8時閉館(図書館・町民プールは町民の方限定で開館)**します。

その他、**町内の都施設(山のふるさと村・都民の森・水と緑のふれあい館)は、都の決定を受け、感染防止対策を徹底したうえで開館**します。

なお、来町予定者向けの町長メッセージをこれまでと同様に発信し、不要不急の外出自粛のお願いを広く周知してまいります。

- **今後のワクチン接種予定を踏まえ、町主催で不特定多数参加のイベント等は中止、または延期**とします。

- 毎日午前10時・午後3時に実施している「ラジオ体操」などを活用し、運動不足にならないよう、適度な運動を心掛けましょう。